

国空空技第554号

令和5年3月17日

東京航空局次長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

大阪航空局次長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

東北地方整備局 港湾空港部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

北陸地方整備局 港湾空港部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

関東地方整備局 港湾空港部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

中部地方整備局 港湾空港部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

近畿地方整備局 港湾空港部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。



国空空技第554号

令和5年3月17日

中国地方整備局 港湾空港部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

四国地方整備局 港湾空港部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

九州地方整備局 港湾空港部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

国土技術政策総合研究所 管理調整部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

航空保安大学校長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

札幌航空交通管制部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

東京航空交通管制部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。



国空空技第554号

令和5年3月17日

神戸航空交通管制部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

国空空技第554号

令和5年3月17日

福岡航空交通管制部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

( 公 印 省 略 )

空港土木工事の契約変更事務ガイドラインの策定について

標記について、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるように策定したので、通知する。

# 空港土木工事の 契約変更事務ガイドライン

令和5年3月

国土交通省 航空局

# I 本編

# I 本編

## 内容

1. 策定の目的	1
◆適切な設計変更の必要性	1
◆ガイドライン策定の目的	1
◆適用範囲	1
2. 設計変更の基本事項	2
◆設計変更の基本事項	2
3. 設計変更の留意事項	3
(1) 発注者の留意事項	3
(2) 受注者の留意事項	3
(3) 受発注者共通の留意事項	3
(4) 先行指示書等への概算額の記載について	4
(5) 指定・任意の使い分け	5
(6) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	7
4. 設計変更の考え方	8
(1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース	8
(2) 設計変更を行うための主なポイント	8
(3) 工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方	10
① 契約書第8条：特許権等の使用	10
② 契約書第15条：支給材料及び貸与物件	11
③ 契約書第17条：設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等	11
④ 契約書第18条：条件変更等（第1項第一～三号）	12
④ 契約書第18条：条件変更等（第1項第四・五号）	13
⑤ 契約書第19条：設計図書の変更	15
⑥ 契約書第20条：工事の中止	16
⑦ 契約書第22条：工期の延長（受注者請求）	17
⑧ 契約書第23条：工期の短縮等（発注者請求）	18
⑨ 契約書第26条：賃金・物価変動による請負代金額の変更	18
⑩ 契約書第27条：臨機の措置	19
⑪ 契約書第28条：一般的損害	20
⑫ 契約書第30条：不可抗力による損害	20
⑬ 契約書第34条：部分使用	20
(4) 「設計図書の照査」の基本的な考え方	21
5. 契約変更の取り扱い（重要な変更・軽微な変更）	23
6. 設計変更にかかわる資料の作成	24
(1) 設計変更と内容確認	24
(2) 設計変更に必要な資料作成	25
7. 条件明示	26

※工事請負契約書の条番号、令和4年9月1日から適用される契約書による

# 1. 策定の目的

## ◆適切な設計変更の必要性

工事を発注する際、事前に対外調整や必要な調査及び施工方法の検討を行い、現地条件に則した施工計画の立案及び適正な積算を行う必要がある。そのため、発注者は設計図書における的確な条件明示や適正な工期設定をすることが極めて重要である。

また、空港土木工事においては、気象・海象等の自然の影響により予見できない現状不一致が生じやすいほか、航空機の運航や空港制限区域に起因する工事の制約により、施工条件の変更が生じることが多い。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日）においては、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計変更を行う必要がある旨が規定されている。

更に、令和6年4月から改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、適正な工期設定を通じて建設業の働き方改革を推進するために令和3年7月に策定された「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」においても、受発注者間協議により、必要があると認められる場合は適切に設計変更を行うことで所要の休日が確保できるよう配慮することが重要である旨が示されている。

なお、契約変更事務は双務性をもって行うべきものであるため、その内容については受発注者双方の合意が不可欠である。

## ◆ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるよう策定したものである。

ただし、本ガイドラインはあくまでも指針であり、設計変更の適否について明確な基準を示すものではない。現場毎にそれぞれ条件や事情が異なるものに加え、受発注者双方が合意のうえ変更契約することが不可欠である点を踏まえ、個別案件の設計変更にあたっては、本ガイドラインの活用と併せて、工事品質確保調整会議を確実に実施するなど、受発注者間で十分に協議のうえ、その結果に基づいて設計変更の可否を判断することが重要であるということに留意されたい。

## ◆適用範囲

主な対象は国が発注する空港土木工事※とする。

但し、会社管理空港、地方公共団体及び民間事業者が発注する空港土木工事においても準用することを推奨する。

※空港土木工事とは、空港の機能上必要な土木施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、過走帯、滑走路端安全区域、誘導路帯、飛行場標識施設、排水施設、共同溝、消防水利施設、GSE 通行帯等、道路・駐車場及び場周柵等）に関する工事をいう。

## 2. 設計変更の基本事項

### ◆設計変更の基本事項

#### ○用語の定義

**設計変更**：工事の施工に当たり、設計図書の変更にかかるもの

**契約変更**：設計変更により、工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更にかかるもの

(参考：空港土木工事共通仕様書より)

**契約図書**：契約書及び設計図書

※契約書には技術提案書を含む

**設計図書**：契約書第1条第1項に規定された別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、工事数量総括表は特記仕様書の一部、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、それぞれ設計図書に含まれるものとする。

#### ○設計変更に関する主な条項

第8条 特許権等の使用

第15条 支給材及び貸与物件

第17条 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等

第18条 条件変更等

第19条 設計図書の変更

第20条 工事の中止

第22条 受注者の請求による工期の延長

第23条 発注者の請求による工期の短縮等

第24条 工期の変更方法

第25条 請負代金額の変更方法等

第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

第27条 臨機の措置

第28条 一般的損害

第30条 不可抗力による損害

第31条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

第34条 部分使用

### 3. 設計変更の留意事項

#### (1) 発注者の留意事項

請負工事は設計図書に基づいて実施されることから、発注者は設計図書に品質や規格及び施工条件等の必要な事項を的確に明示し、そのことを網羅的に確認できる施工条件チェックリストを明示することに加え、公平公正に適正な工期を設定することで、適正な施工ができるように努めなければならない。

また、設計図書に示された施工条件等と工事現場の状況が異なっているなど、予期することができない特別な状態が生じたなど、入札公告に対する質問の有無にかかわらず、設計変更の必要が生じた場合には、発注者は受注者に対し、書面にて迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続等の進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（地域特性及び自然条件を含む）を明示するなど、工事の発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合に、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨を明示するなど、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

（発注関係事務の運用に関する指針）

#### (2) 受注者の留意事項

受注者は、設計図書に示された工事目的物を完成できるよう適切に施工を行う義務があり、そのために設計図書に明示された当初設計の考え方や設計条件を再確認するとともに、現場条件を事前に確認する必要がある。

その結果、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、速やかに、その旨を書面にて発注者に通知し、確認を請求しなければならない。

#### (3) 受発注者共通の留意事項

口頭でのやりとりは行わず、書面により協議することを原則とし、緊急を要する場合は、口答により伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差替、若しくは工事帳票管理システム等による事務処理をしなければならない。

なお、設計変更の際、発注者及び受注者は、当該工事での設計変更の必要性（別件工事としない妥当性）、施工方法等を十分確認しなければならない。

また、設計変更に伴う請負代金額や工期の変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な変更（「5. 契約変更の取り扱い（重要な変更・軽微な変更）」を参照）に伴うものは、工期の末日までに行うものとする。



#### (4) 先行指示書等への概算額の記載について

契約変更を行うにあたっては、受発注者双方において資金調達や予算確保等を行うために、変更金額の規模を把握することが重要である。特に、受注者においては、変更契約が未了の場合の企業決算において、変更概算額が記載された先行指示書は契約書と同等の効力を持つほか、下請け発注の安心にも繋がる非常に重要な書類である。

そのため、発注者は、変更契約に先立って指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載することとする。受注者からの協議により変更する場合にあって、協議時点で受注者から見積書の提出がない場合はこの限りではない。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

##### 【発注者からの先行指示の場合】

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

##### 【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 指示書による概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。
4. 概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

## (5) 指定・任意の使い分け

### 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に受注者の自主施行の原則が定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 設計図書に指定されていない任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があったとしても、原則として設計変更の対象とならない。

ただし、任意であっても設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。

#### <発注時に必要な対応>

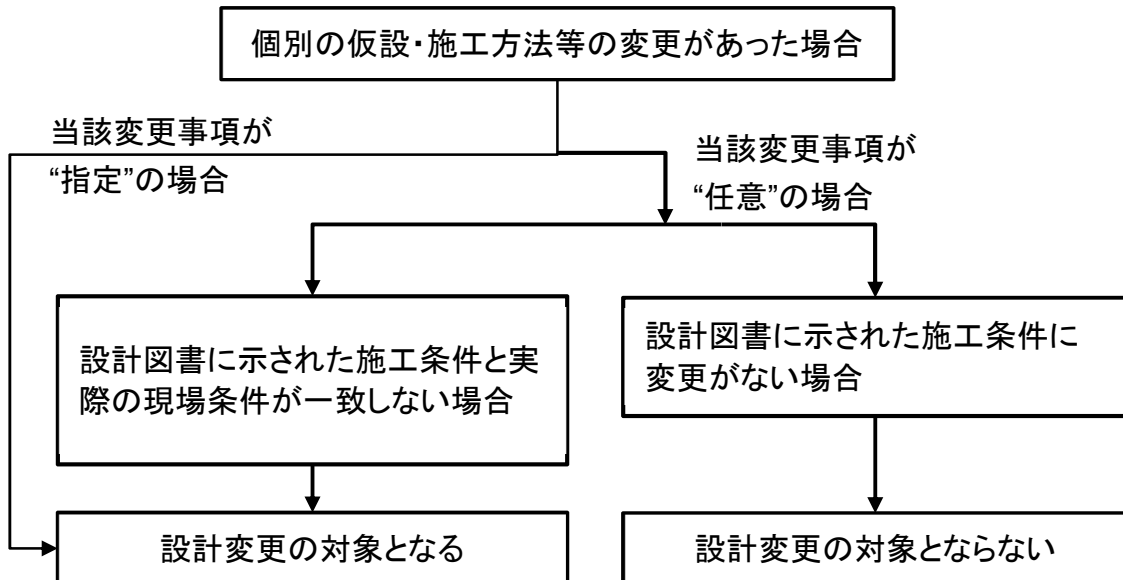
発注者は、仮設・施工方法等の指定と任意の部分を明確にするとともに、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛では使用機械は〇〇となっているため、他機械での施工は不可との対応
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、積算上の工法で施工するよう指示する対応

#### <契約後に必要な対応>

個別の仮設・施工方法等に変更があった場合、以下の手順により、設計変更対象の是非の判断が必要。



発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

工事請負契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

**工事請負契約書第1条第3項**

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない(条件明示事項の変更がある場合はこの限りでない)
条件明示事項の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項の例> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災機能を有する仮設物を設置する場合</li> <li>・ 関係官公署等との協議により制約条件のある場合</li> <li>・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合</li> <li>・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置する場合</li> <li>・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合</li> </ul>	

※「施工条件と現場条件が一致しない場合」や「条件明示の変更」についての考え方は、I-12～I-13頁を参照

## (6) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

### 【入札前】

- ・工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書、図面、仕様書、競争契約入札心得、工事請負契約書案及び現場説明書をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- ・入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等をよく確認のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。(各局における競争契約入札心得を参照)

### 【契約後】

- ・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。  
(空港土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等)

## 4. 設計変更の考え方

### (1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース

#### ●設計変更が可能なケース

下記のような場合は、設計変更が可能と考えられる。

- ①仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が、現地で確認された場合
- ②当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ③所定の手続きを行い、発注者の「指示」による場合
- ④受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

※ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」を参照されたい

#### ●設計変更不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更が出来ない。

（ただし、契約書第27条（臨機の措置）で対応するような災害時等の緊急性を要する場合は、この限りではない）

- ①契約図書に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工をした場合
- ②受注者の都合により、「承諾」事項として処理された案件について施工をした場合
- ③工事請負契約書及び空港土木工事共通仕様書等に定められている所定の手続きを経ずに施工をした場合
- ④書面によらない施工をした場合（書面によらない場合とは、口頭又はメールのみによる指示・協議等が該当、受注者のみならず発注者も注意が必要）
- ⑤施工条件等の変更がなく、当初の設計図書のとおり施工できるにもかかわらず、設計図書と異なる施工をした場合

### (2) 設計変更を行うための主なポイント

#### 1. 施工前協議の徹底

施工後の協議により設計変更のタイミングを逸する事態が見受けられるため、協議事項がある場合は施工前協議の徹底が必要。その際、受注者の速やかな協議申し入れと、それに対する発注者のクイックレスポンスが重要。

#### 2. 書面による正式な協議の実施

担当者間での口頭調整の段階で、協議内容が認められなかったという事態が多く見受けられる。書面協議の前に、口頭での担当者間調整も必要ではあるが、受発注者双方の合意の根拠が必要であることから、確実に書面による正式な協議を行うべき。

### 3. 工事品質確保調整会議等の確実な実施による十分な協議の徹底

書面での協議の内容を担当者レベルで棄却されたという事態も見受けられるため、担当者間調整だけでは合意に至らない場合などは、工事品質確保調整会議を確実に実施するなど、受発注者間の関係者が一同に会する場で十分な協議を行うことが重要であり、その結果に基づいて設計変更の可否を判断する必要がある。また、この際、発注者は「過去に前例がないこと」のみを以て、設計変更を認めない理由としないことも重要である。なお、会議においては「設計変更対象とするためには何が必要なのか」をしっかりと議論のうえ、その結果を議事録として残すなど、受発注者間で意識共有を図る必要がある。その結果、受発注者間において合意に至った協議事項については、確実に契約変更に結び付ける必要がある。

### 4. 設計変更の合理的な根拠の整理

積算と実態の施工（工法や能力、船団など）が異なるため協議したものの、その一部若しくは全てが認められなかったという事態もあることから、設計変更するためには、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が異なることを示す根拠に加え、受注者の提案する施工が合理的であるという根拠が必要であるため、受発注者間で十分協議を行う必要がある。

なお、積算と施工の乖離が常態化している場合、発注者は、設計変更を回避するためにも、積算基準上の標準施工にとらわれず、過去の実績などを踏まえて適宜当初発注時の施工条件及び積算計上方法等を見直すことも重要である。

### (3) 工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方

設計変更の手続きは、工事請負契約書の各条項を根拠に実施され、その手続きや考え方もそれぞれ異なる。ここでは、工事請負契約書の各条項に基づいた設計変更の基本的な考え方について記載している。このうち、設計変更となる機会が多い契約書条項においては、設計変更の手続きフロー図の一例も紹介しているため、あわせて設計変更事務の参考とされたい。

なお、設計変更にあたっては、これらの各条項毎の考え方はもちろんのこと、両者合意のうえに変更契約することが必要であるため、個別案件の設計変更にあたっては、工事品質確保調整会議等を活用し、受発注者間で十分に協議のうえ判断することが重要である。

また、これらの各条項に基づき、実際にはどのように設計変更が行われているかについては、別途、設計変更の事例を「Ⅱ 設計変更の事例」に掲載しているため、そちらを参照されたい。

#### ① 契約書第8条：特許権等の使用

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、特許権等）の対象となる工事材料、施工方法等（以下、施工方法等）を使用する場合、その責任の所在を明確にする必要がある。

- ・ 特許権等の対象となる施工方法等の使用が設計図書で指定されているものの、特許権等の対象である旨の明示がなく、受注者がその存在を知らなかったとき、その費用は発注者が負担しなければならない。
- ・ 設計図書で施工方法等の指定がなく、他の施工方法等も考えられるにもかかわらず、受注者判断により特許権等の対象となる施工方法等を採用する場合、その費用は設計変更の対象とはならない。
- ・ 受発注者協議により、工法比較において最良の工法が特許保有工法であることが確認できた場合には、特許料等も含めて設計変更の対象となる。

➔ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照

## ② 契約書第 15 条：支給材料及び貸与物件

支給材料及び貸与物件（以下、支給材料等）は、仕様に適する品質、規格、性能等を有するものを適切な時期及び場所で引き渡す必要があり、これらは施工上重要な条件となるため、発注者は設計図書に、その品名、数量、品質、規格、性能に加え、引渡場所、引渡時期を明記することが重要である。

そのうえで、引渡時若しくは引渡後に支給材料等に不具合が認められた場合、発注者が必要と認めるときは、設計図書の変更をするとともに、それに伴う受注者への損害が生じないよう対応する。

- ・引渡時若しくは引渡後に、コンクリート資材のクラック・破損や鋼製資材の腐食・劣化など、支給材料等に使用に適さない不具合が認められたとき、発注者は受注者からの通知を受けて、支給材料等の変更を行う。 ※受注者からの通知を受けてもなお、支給材料等を変更せずに使用させるときは、発注者が書面で受注者に請求する
- ・引渡時には、支給材料等の不具合がないか受発注者立会のもと十分な検査が必要だが、引渡時の発見が困難であったものは、引渡後であっても、受注者の故意又は過失でない限り、受注者のみの責任とはならない。
- ・支給材料等の変更に伴い、発注者はその品質、数量、規格、性能、引渡場所、引渡時期（以下、設計図書の内容という）の変更を行い、その変更により受注者に損害を与えたとき、その費用も設計変更の対象とする。
- ・その他、気象海象状況の悪化、航空機の運航や空港制限区域による制約及び関連工事の工程遅延など、受注者の責によらない事由により支給材料等にかかる内容を変更する場合には、発注者は設計図書の内容を変更し、それにより受注者に損害を与えたとき、その費用は設計変更の対象とする。

※ 設計変更の事例なし

## ③ 契約書第 17 条：設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等

工事の施工部分が設計図書に適合しない場合、監督職員がその改造を請求できる。また、発注者は、受注者が材料検査に違反した場合や、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる場合は、破壊検査を実施できるが、その検査及び復旧並びに改造にかかる費用は、受注者の負担となる。

- ・工事の施工部分が設計図書に適合しない場合、当該不適合がなぜ生じたのか、受発注者どちらの責に帰すべき事由により生じたものなのかを検証する必要がある。
- ・当該不適合が監督職員の指示であったり、その他設計図書の矛盾など発注者の責に帰すべき事由によるときは、実施した改造費用は発注者が負担する必要がある。
- ・空港土木工事では、気象海象条件等厳しい箇所、航空機の運航や空港制限区域による制約に支障を及ぼさないよう施工を行う必要があることから、現場に即した改造が必要となる事態が確認された場合は、受発注者間で協議のうえ、適切な設計変更が必要である。

※ 設計変更の事例なし



#### ④ 契約書 第 18 条：条件変更等（第 1 項第一～三号）

##### ●設計図書の不一致（第 1 項第一号）

設計図書の照査により、各資料の記載内容が一致しないことが判明した場合、発注者は設計図書を変更し、適切に設計変更を行う必要がある。

- ・着工前の設計図書の照査により、特記仕様書の記載数量や図面の形状寸法などが一致しない場合、発注者は設計図書の変更を行うとともに、それに伴う費用変更が生じた場合は、発注者がその費用を負担しなければならない。

⇒ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照

##### ●設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第 1 項第二号）

設計図書の照査により、記載内容に誤謬や脱漏があった場合、発注者は設計図書を変更し、適切に設計変更を行う必要がある。

- ・着工前の設計図書の照査により、受注者は設計図書の誤謬・脱漏と思しき箇所を見つけた際は、受注者の判断で訂正・補足をして施工を続けるのではなく、発注者に確認すべきである。
- ・発注者はそれが事実であった場合は、設計図書を訂正する必要がある。
- ・該当する事象として、『条件明示すべき事項があるにもかかわらず、その一切の条件明示がない場合』、『図面照査により、材料の指定や仕様の記載に誤りがある場合、表示されているべき事項が未表示の場合』などが挙げられる。

⇒ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照

##### ●設計図書の表示が明確でない場合（第 1 項第三号）

設計図書の照査により、施工条件が明示されていなかったために、計画していた施工と実際の施工とで施工方法及び単価等に差異が生じることが判明した場合などは、発注者は内容を確認して、必要があると認められるときは、設計図書を変更する必要がある。

- ・設計図書の表示が不十分、不正確、不明確で、実際どのように施工してよいか判断がつかない場合、受注者の判断で施工するのではなく、発注者に確認すべきである。
- ・発注者は、内容を確認のうえ、受注者の提示する施工方法や単価が適切であると認められるときは、設計図書を訂正する必要がある。
- ・該当する事象として、『施工内容の記載はあるが、施工にあたっての施工条件の明示がない若しくは記載内容が不明確な場合』、『現場の制約等があるが、設計図書に示されていない場合』、『数量等の記載はあるが、その内訳が不明確な場合』などが挙げられる。

⇒ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照

④ 契約書 第 18 条：条件変更等（第 1 項第四・五号）

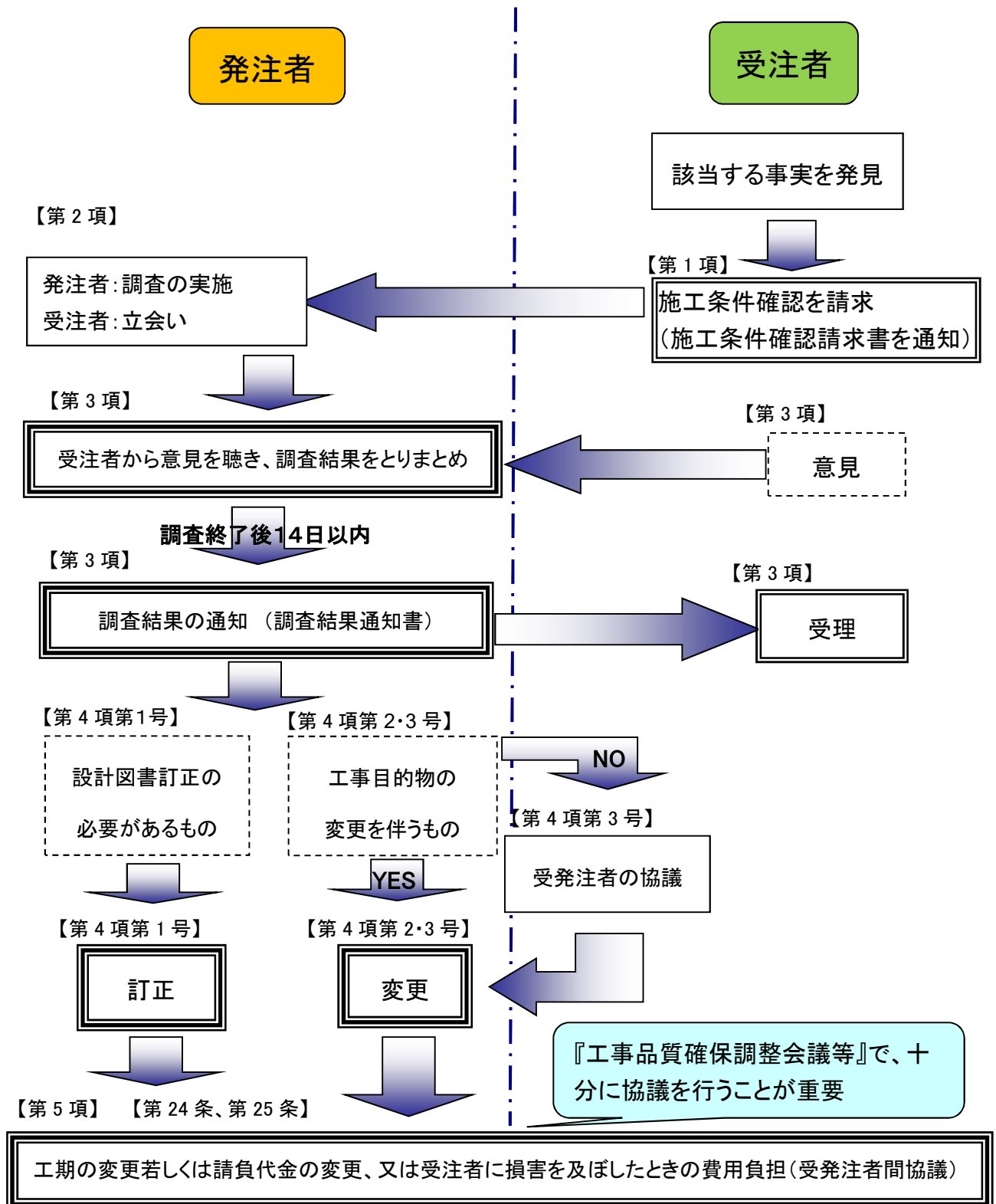
●設計図書に示された施工条件 若しくは 設計図書に示されていない施工条件と実際の施工現場の不一致（第 1 項第四・五号）

施工現場の地盤条件や形状、施工上の制約等の設計図書に示された施工条件が当初想定していた施工条件と一致しない場合、若しくは 設計図書に示されていない施工条件について予期できない特別な状態が事後的に生じたことにより、当初想定していた施工条件と一致しない場合、発注者は内容を確認して、必要があると認められるときは、設計図書を変更する必要がある。

- ・ 現地において、設計図書に示された土質・地盤、地下水位・湧水、水域施設の埋没状況などの自然的な施工条件、支障物の発見（地下埋設物）や作業船調達、他工事・各空港関係者・住民等との調整による制約事項など的人為的な施工条件が、設計図書の条件明示と異なる場合、受注者は発注者に内容を確認し、発注者は適切に設計図書の変更を行わなければならない。
- ・ また、当初予期できなかったために設計図書に上記のような施工条件が示されていない場合に、現地で特別な状態が生じたことで現状不一致が生じたときも同様である。

➡ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照

手続きフロー例

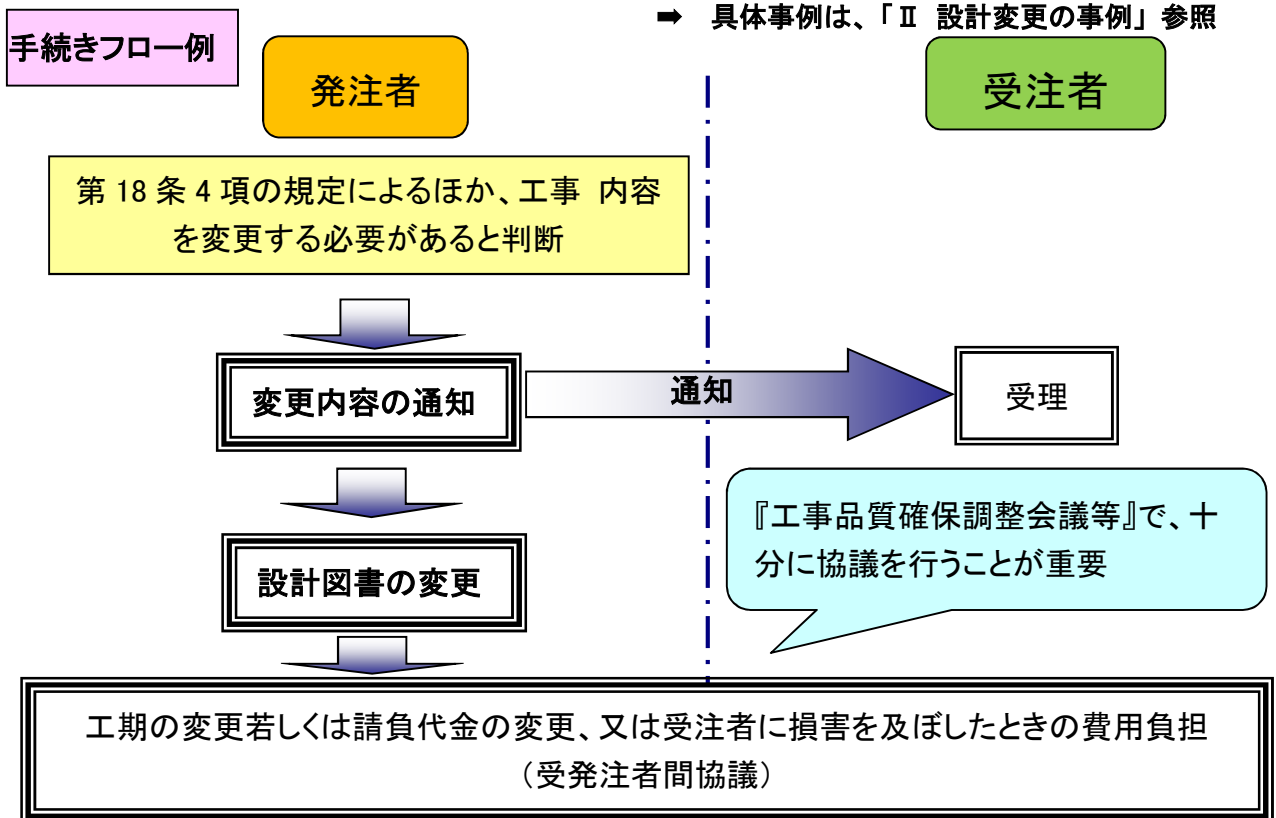


### ⑤ 契約書 第 19 条： 設計図書の変更

発注者は、施工場所及びその周辺の気象海象条件、立地条件、構造条件等を事前に調査及び検討し、適正な設計図書を作成しなければならない。

しかし、発注当初では予見できない事情や、工事の進捗に伴い特別な事項が発生した場合など、必要があると認めるときは、発注者は設計図書の内容を変更し、工期又は請負代金額の変更を行わなければならない。

- ・ 必要があると認めるものとして該当する事象として、『発注者に対する関係機関からの要請』、『発注者に対する地元住民(漁業関係者等)及び空港関係者からの要請・苦情』、『発注者の事業計画の見直し』、『発注者判断による災害の事前回避』などが挙げられる。
- ・ 第 18 条の対象となる現状不一致等は、基本的に受注者からの通知事項であるのに対し、第 19 条は発注者の意志により設計変更が生じるものである。
- ・ 施工途中に発注者が、当初の設計図書どおりに施工した場合の社会的な損失や不利益等、予見できない事情によりその判断を変更することが妥当と考えられる場合も対象であり、これに伴い受注者の損失が発生する場合、これを補填する必要がある。
- ・ なお、事前に発注者が調整することにより回避可能な事象について、やむをえず調整未了で発注する場合には、設計図書に変更要素として記載することも一つの方法である。
- ・ また、変更による請負代金額の 2/3 以上減額した場合は、契約書第 51 条の規定によって受注者が契約を解除する権限が生じるとともに、請負代金額の 30%以上増額した場合も、分離発注が不合理であることの理由が必要となる。



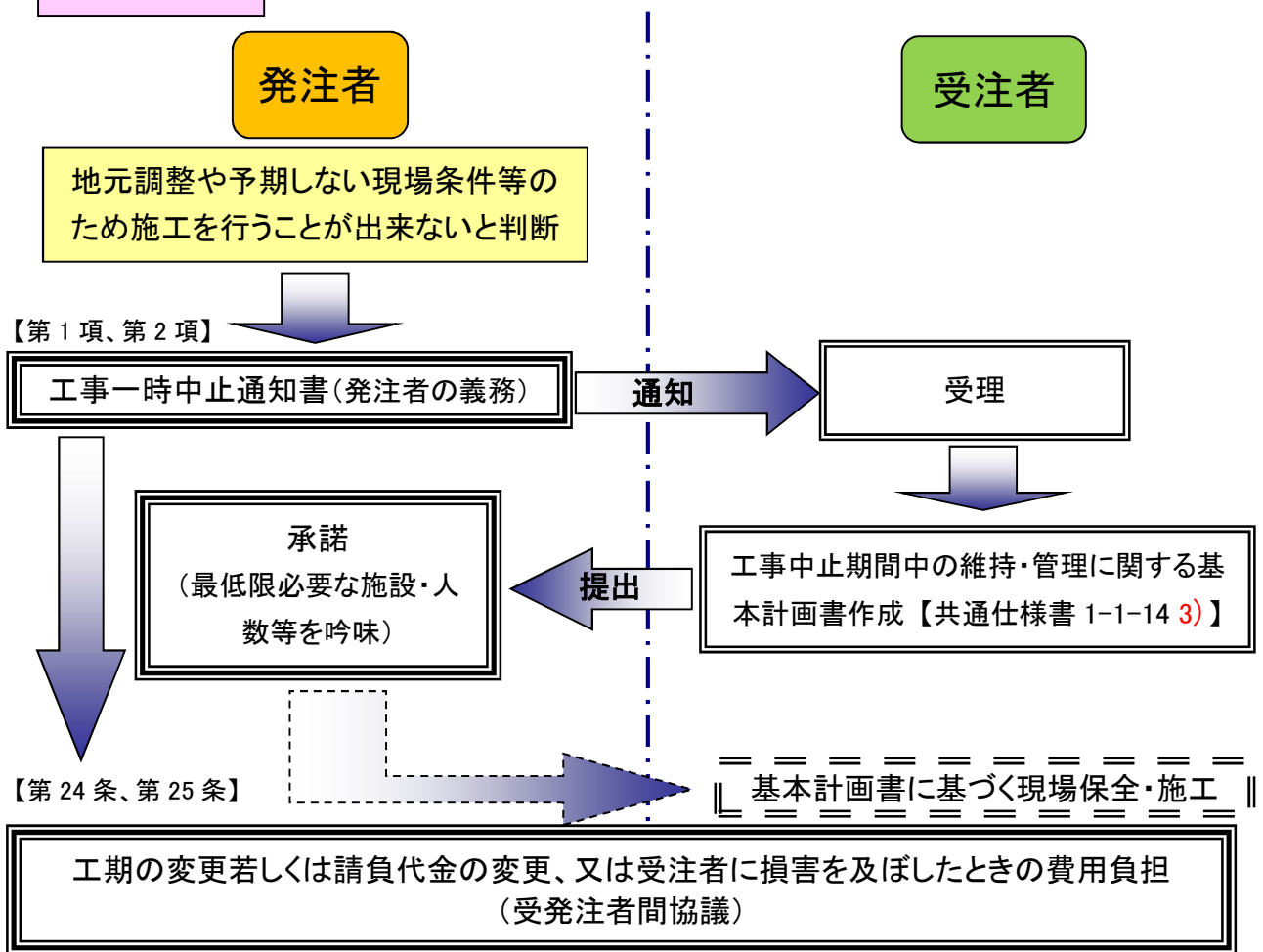
⑥ 契約書 第 20 条：工事の中止

受注者の責に帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事を中止させなければならない、必要と認められるときは、中止に伴う費用も発注者が負担しなければならない。

- ・ 施工ができないと認められる期間として該当するのは、『台風や冬季風浪等の自然的な現象による待機期間』、『空港関係者、他官署、港湾関係者、地元住民及び関連工事など、第三者との調整結果による施工不可期間』、『地中支障物や不発弾、有害物質、埋蔵文化財等の発見からその検討・処置までの期間』、『疫病や感染症の発生に伴う施工不可期間』などが挙げられる。
- ・ 受注者が工事再開に向けて行った現場の維持、労働者・建設機械等の保持費用又は受注者に損害を及ぼした場合の費用は発注者が負担しなければならないが、損害を最小限とするため、中止から工事再開までの期間が極力短くなるよう努める。
- ・ 工事を中止する場合、後に当該中止に伴う工期延伸が出来なくなることなどが無いよう、発注者は迅速な中止通知をするとともに、適正な費用変更を行う必要がある。

手続きフロー例

→ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照



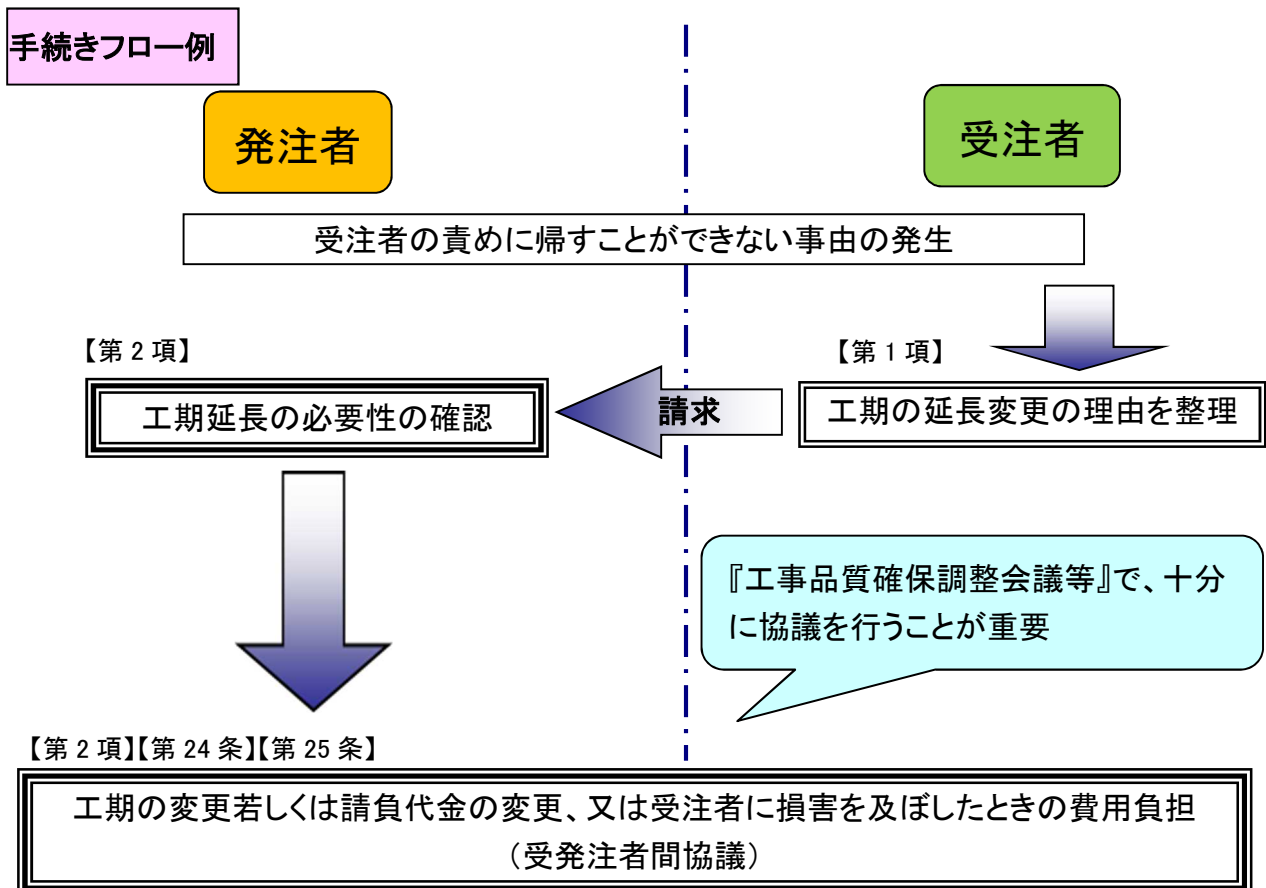
『工事品質確保調整会議等』で、十分に協議を行うことが重要

⑦ 契約書 第 22 条：工期の延長（受注者請求）

受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事完成できない場合、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長を請求できる。

- ・該当する事象として、『気象海象条件（天候不良、台風・低気圧、冬期風浪等）による工期への影響が確認できる場合』、『第三者（関連工事等）との調整内容の変更による工期への影響が確認できる場合』など、受注者の責に帰さない事由が挙げられる。
- ・基本的に、本条は、請負代金額の変更を伴わない工期の変更を認める趣旨の規定。  
但し、受注者の責めに帰すことができない事由により工期延長をした場合の工事現場の維持等にかかる増加費用は、受発注者間協議により必要があると認められるときは、設計変更の対象となる。 詳細な増加費用等の考え方は、空港請負工事積算基準等を参照すること。
- ・工期延長申請にあたっては、それが受注者の責にきずべきものか否かも含め、理由を明確に記して請求することが必要である。
- ・工期延長の日数・費用は、契約書第 24 条・第 25 条の規定により、受発注者間で協議して定めるものであるが、工物品質確保調整会議等を活用し、労働基準法改正の主旨も踏まえて、所要の休日（週休 2 日等）が確保できるよう十分に協議することが重要である。

→ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照



※第 25 条による費用変更は、設計図書に示される施工条件が変更となる場合  
および荒天リスク精算型試行工事における工程遅延が生じた場合のみ適用

**⑧ 契約書 第 23 条：工期の短縮等（発注者請求）**

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面で請求でき、その場合に必要な費用を負担する。

- ・ 工期短縮が必要な場合に該当する事象として、『工事中止に伴う場合』、『関連工事等の影響による場合』、『空港運用上、各施設の供用開始時期の繰上げの必要が生じた場合』、『供用時期や利用面から必要な工期延長が困難な場合』などが挙げられる。
- ・ 本請求に伴い、受注者が工期短縮のために行う対応（現場打設工法からプレキャスト工法への変更など）にかかる費用（設計等含む）は、発注者が負担すべきである。
- ・ 発注者が請求した日数の短縮を行えない場合でも、契約書第 24 条の規定により、施工能力上できる限り短縮可能な日数について受発注者間で協議して定めることが重要。  
この際、所要の休日を確保できるよう十分な配慮が必要。
- ・ なお、本条に基づく発注者からの契約工期の短縮請求がなくても、週休 2 日（工期指定）工事において工期短縮のために必要な費用は、受発注者協議のうえ設計変更対象とできる。

※ 設計変更の事例なし

**⑨ 契約書 第 26 条：賃金・物価変動による請負代金額の変更**

受発注者ともに、請負契約締結後の物価水準等の変動により、当初の請負代金額が不相当と認めた場合、相手方に請負代金額の変更を請求できる。

本条は以下の 3 つの条項から構成されている。

- ・ 全体スライド : 工期が 1 年以上の工事において、1 年経過後の国内における物価水準等の変動によっては、残工事分を実勢価格で変更できるもの
- ・ 単品スライド : 工期を問わず、特定資材価格の急激な変動（急騰若しくは急落）があり、当該工事における変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する額を超えた場合に變更できるもの
- ・ インフレスライド : 海外における不安定な情勢や災害等の影響による価格の急騰・急落といった予期できない特別な事情で生じた極めて短期的かつ急激な価格変動を対象に、個別事例毎に受発注者間協議のうえ變更できるもの

項目	全体スライド (契約書第 26 条第 1~4 項)	単品スライド (契約書第 26 条第 5 項)	インフレスライド (契約書第 26 条第 6 項)
適用対象工事	工期が 12 ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	全ての工事	全ての工事 但し、残工期が 2 ヶ月以上ある工事
条項の主旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対する措置
請負代金額 の変更方法	対象	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材 (鋼材類、コンクリート類、捨石及び燃料費)	賃金水準の変更がなされた日以降の 残工事量に対する労務・資材・市場 単価等
	受注者 負担	残工事費の 1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併 用の場合、全体スライド又はインフレスライド適 用期間における負担は無し)	残工事費の 1.0% (29 条不可抗力に準拠し、建設業者 の経営上最小限必要な利益まで損な わないよう定められた 1%を採用)
再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライ ドを適用した場合、それらの適用後 の 12 ヶ月経過後に適用可能)	無し (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内 の全ての資材を対象に精算変更及契約後にスラ イド額を算出するため、再スライドの必要なし)	全ての工事

➡ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照

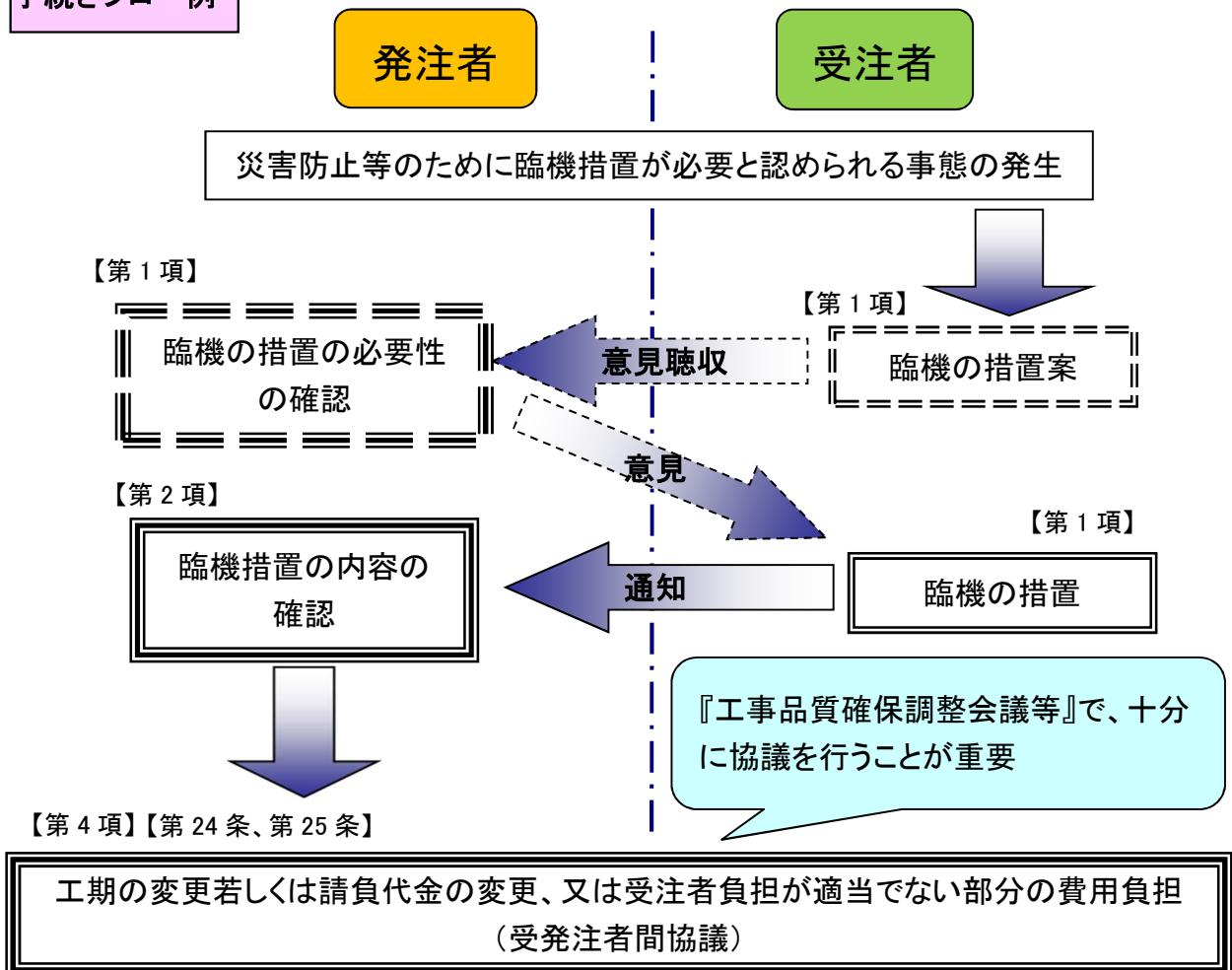
⑩ 契約書 第 27 条：臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない（発注者からの請求も可能）が、その費用のうち請負代金額の範囲で負担することが不適当な部分は、発注者が負担する。

- ・ 工事現場の管理運営費用は受注者が負担するものであり、災害防止等のために受注者が臨機の措置をとる際も、通常はその範囲内で実施するものであるが、安全対策等として率計上されていないもので、別途積上計上もされていないものなど、受注者負担が適当でないと思われる場合は発注者が負担するが、負担額は受発注者間で協議して定めることが重要である。
- ・ 設計変更にあたっては、発注者の意見を聴く余裕のないほど切迫したものなど、緊急でやむを得ない場合を除き、あらかじめ発注者の意見を聴くほか、措置後直ちに発注者に通知していることが原則である。

→ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照

手続きフロー例



※上記破線部は、緊急時やむを得ない事情があるときは必ずしも必要ではない他、発注者側が必要と認めるときに受注者に臨機の措置の請求もできる（第3項）



### ⑪ 契約書 第 28 条：一般的損害

工事目的物の引渡前に生じた損害の費用は、原則として受注者が負担するものであるが、発注者の責により生じた損害の費用は発注者が負担する。

- ・対象となる損害は、不可抗力以外の事由により生じた損害であり、工事目的物、工事材料、仮設物、使用船舶、建設機械器具、作業員等について生じた損害などが含まれる。
- ・適用期間は、契約後から工事目的物の引渡（完成引渡、部分引渡、契約解除後の引渡も含む）までの間であり、部分的に引渡済みの箇所の損害には適用されない。
- ・支給材料や貸与物件によって生じた損害、設計図書に誤りがあった事等に起因する損害など、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担しなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害の後、受注者が善良な管理を怠ったことにより、損害が拡大したような場合は、受発注者間で協議のうえ、それぞれ妥当な部分を分担して損害を負担するべきである。
- ・契約書第 57 条に定める保険により填補された額を除いた損害額に、発注者の帰責割合を乗じた額を発注者が負担するが、受注者が任意で掛けた保険等はこの限りでない。

※ 設計変更の事例なし

### ⑫ 契約書 第 30 条：不可抗力による損害

受発注者双方の責めに帰さない天災等に起因する損害が生じた場合、工事完成の可否を問わず、当該損害額とその取片付け額の合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額は、発注者が負担しなければならない。

- ・工事目的物、仮設物、工事材料、使用船舶、建設機械器具などの損害が対象。
- ・本条 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、波浪・高潮、強風、降雨、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水、地震、津波、豪雪などに起因する場合は該当し（詳細は、空港土木工事共通仕様書 1-1-41 参照）、これらに起因することを示す観測データは、公共機関または公益法人の気象記録等に基づくものを使用する。
- ・適用期間は、契約後から工事目的物の引渡までの間であり、たとえ工事目的物の全体の引渡が未了でも、部分的に引渡済みの箇所の損害には適用されない。

※ 設計変更の事例なし

### ⑬ 契約書 第 34 条：部分使用

発注者は、受注者承諾のうえで工事目的物を引渡前に使用できるが、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない、その使用により受注者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を負担しなければならない。

- ・該当する事象として、『供用中の滑走路や誘導路の改良工事を行う場合』などが挙げられる。
- ・部分使用では、施設の損傷が発生する可能性があるため、受発注者間で文書により責任の所在（帰属）を明確にしておく必要がある。

➔ 具体事例は、「Ⅱ 設計変更の事例」参照

#### (4) 「設計図書の照査」の基本的な考え方

##### 1). 「設計図書の照査」に係わる規定について

###### ①【工事請負契約書第18条（条件変更等）】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
3. 設計図書の表示が明確でないこと。
4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

###### ②【空港土木工事共通仕様書 1-1-3（設計図書の照査等）】

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。

##### 2). 「設計図書の照査」の位置づけ

■受注者は、工事請負契約書及び空港土木工事共通仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。

■空港土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約書第18条にある、現場と設計図書が一致しないこと的事实を監督職員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。

■また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

**【受注者が自らの負担で行う部分】**

- ①設計図書の照査に係る費用
  - ②設計図書の照査の結果を監督職員に説明するための資料作成
    - ・ 現地地形図
    - ・ 設計図との対比図
    - ・ 取り合い図
    - ・ 施工図 等
  - ③監督職員から②に関する更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合の資料作成
- ※設計変更の例はなし。

**【発注者が実施する部分】**

- ①照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査 等
- ※受注者に作成等を指示する場合は、その費用を負担する。

## 5. 契約変更の取り扱い（重要な変更・軽微な変更）

基本的に、工期及び請負代金額の変更に係る協議は、その都度協議することが必要であるが、軽易な内容の変更が生じる機会は多く、協議の都度変更契約手続きを行うのは、受発注者双方において負担となる。

そのため、契約事務の簡素化と合理化を図るため、設計変更に伴う契約変更手続きは「重要な変更」と「軽微な変更」に分類し、「軽微な変更」の場合は、工期末日（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度末及び工期末）に行うことで足りることとしている。

### ●重要な変更 ※一般的に『重変』と呼ばれる

<定義>

- ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの（変更見込み金額の扱いについては各局の運用による）
- ・契約変更の手続きは、必要が生じた都度、遅滞なく行う

### ●軽微な変更 ※一般的に『軽変』と呼ばれる

<定義>

- ・重要な変更に該当しないもの
- ・変更見込み金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）以下のもの  
但し、その金額が4,000万円を超えるものは、契約担当官等の承認が必要となる（変更見込み金額の扱いについては各局の運用による）
- ・契約変更の手続きは、工期末までに行うことをもって足りる
- ・なお、指定部分を設定している場合、指定部分にかかる軽微な変更は指定部分工期末までに変更契約手続きを行う必要がある

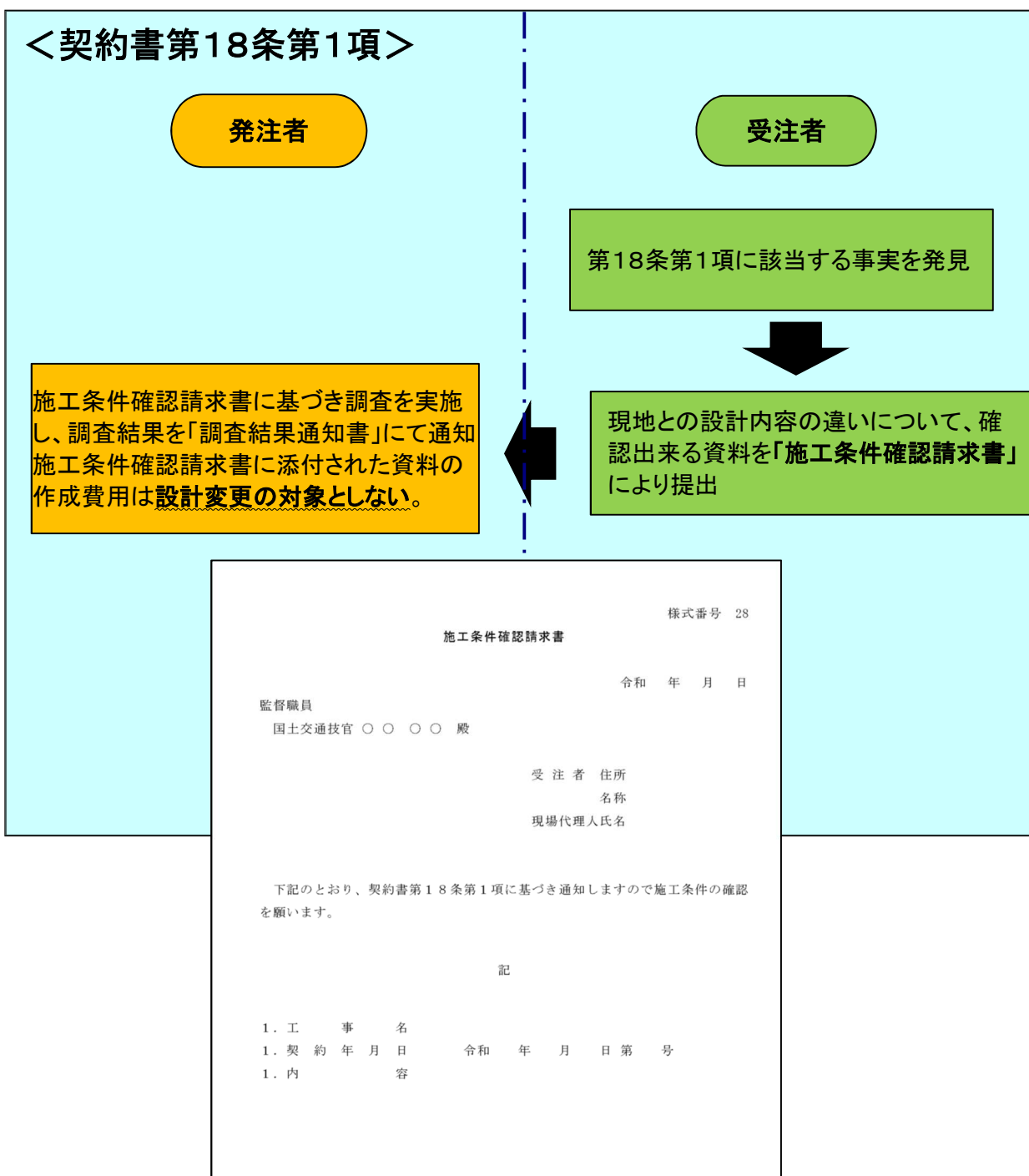
※契約担当官等（会計法第29条の2（契約事務の委任）第3項及び第5項に規定された契約担当官及び会計法第13条（支出負担行為事務の委任）第3項及び第5項に規定された支出負担行為担当官、または、会計法第46条の3（事務の代理等）規定された代理の契約担当官及び支出負担行為担当官をいう。）の承認とは、契約書の各条項別に添って手続きされた設計変更の内容について、監督職員から報告を受けた契約担当官等が変更内容について承認することをいう。

## 6. 設計変更にかかわる資料の作成

設計変更にかかわる資料の作成についての具体的対応方法

### (1) 設計変更と内容確認

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認出来る資料を「施工条件確認請求書等」により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については、**契約変更の対象としない**。



## (2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に係わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤費用の算定は、「空港請負工事積算基準」による。

### <契約書第18条第4項>

発注者

受注者

設計図書の訂正又は変更は発注者

～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

- ・設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
- ・必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に書面により指示

設計変更に係わる資料を作成  
→提出

資料を確認  
この資料の作成費用は設計変更の対象。

## 7. 条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、工事毎の多様な施工条件の調査、把握を十分に行い、設計図書において的確に明示する必要がある。

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」（令和3年7月策定）において、設計図書において的確に条件明示されているかを網羅的に確認できる「施工条件チェックリスト」を入札公告時に提供することが定められたことも踏まえ、発注者は条件明示等に誤謬・不足が極力生じないように努めることとする。

但し、施工条件は、必ずしも工事の実施期間中に起こる可能性がある全ての事象を明示できるわけではない。そのため、契約後、明示された条件に変更が生じた場合は、必要に応じて受発注者間で協議のうえ 契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

### 【条件明示事項】（港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン（令和3年7月）より）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法が制限される場合は、特定される施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期</li> <li>4. 他官庁、その他関係機関との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、当該条件</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等の確保に未処理部分がある場合は、その処理の見込み時期</li> <li>2. 受注者にケーソン、ブロック、マンホール等の製作ヤード及び仮置場所を指定する必要がある場合、その内容（場所、範囲、荷重条件、期間、有償・無償の別等）</li> <li>3. 作業船を回航する場合で、係留場所及び緊急避難場所等を指定する必要がある場合は、その内容（場所、係留条件等）</li> <li>4. 施工場所が国際埠頭施設である場合、法令遵守や制約の内容（立入制限等）</li> </ol>
公害対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（家屋、水質、騒音、振動・防塵等）のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法・内容、範囲等</li> <li>3. 底質ダイオキシン類対策が必要な場合、その内容</li> <li>4. 土壌汚染対策が必要な場合、その内容</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設、保安設備、保安要員又は交通誘導員を設置する場合は、その内容</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 安全監視船を配置する場合は、その内容（期間、隻数、規格等）</li> <li>3. 発破作業等の保安設備、保安要員を設置及び配置する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>4. 潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容</li> <li>5. 水雷保険等の内容</li> <li>6. 鯨対策</li> <li>7. 工事区域に埋設物がある場合は、それに影響を及ぼさない方法</li> </ul>
工事用道路関係及び船舶経路関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入道路として使用する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置を行わせる場合は、その処置内容</li> </ul> </li> <li>2. 仮設路を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮設路に関する安全施設等を設置する場合は、その内容</li> <li>(2) 仮設路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> <li>(3) 仮設路の維持及び補修を行わせる場合は、その内容</li> <li>(4) 仮設路の構造及びその施工方法</li> </ul> </li> <li>3. 工事のため一般道路を占有する場合は、その内容（期間、範囲及び条件）</li> <li>4. 作業船の移動経路に指定及び時間等の制限がある場合は、その内容</li> </ul>
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮道路、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量檣、仮設棧橋等の仮設備を次年度にわたり使用する場合は、その内容</li> <li>2. 安全対策上、重要な仮設備の設計条件、構造及び施工方法</li> <li>3. 仮設備を使用（供用）する場合で、使用制限や使用条件がある場合は、その内容</li> <li>4. 仮設備の管理方法</li> </ul>
作業船関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 作業船を指定する必要がある場合は、その内容（船種、規格、性能等）</li> <li>2. 作業船の回航内容を指定する必要がある場合は、その内容（船種、規格、性能、時期、回数、往復・片道の別、入出港名（仕出港、仕向港）、回航保険等）</li> </ul>
再資源関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 特定建設資材を利用又は特定建設資材廃棄物が発生する場合は、その内容（位置、構造等）</li> </ul>
工事支障物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 工事区域等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合、その内容（位置、構造等）</li> <li>2. 工事支障物件がある場合は、その移設、撤去、防護等の内容（方法、時期等）</li> </ul>
排水工（汚水処理含む）関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 濁水、湧水等の処理で特別な処理が必要な場合は、その内容</li> <li>2. ポンプ浚渫等における余水処理条件等がある場合は、その内容</li> <li>3. 汚濁防止対策が必要な場合は、その内容（設備等）</li> </ul>



環境物品等の調達	1. 事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械若しくは工法を使用し又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する場合、その内容
ISO 認証取得を活用した工事	1. ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いを行う場合は、その内容
電子納品	1. 全ての工事及び業務について電子納品の内容
施工管理	1. 六価クロム溶出試験 (1) 六価クロム溶出試験を行う場合、その試験内容 2. アルカリ骨材抑制対策 (1) アルカリ骨材抑制対策を実施する場合、その内容 3. コンクリート構造物の耐久性確保 (1) コンクリート構造物の耐久性確保が必要となった場合、その内容 4. レディーミクストコンクリートの品質確保
総合評価落札方式	1. 総合評価落札方式を採用した場合、その内容
公共工事等における新技術	1. 新技術活用システムにおいて活用する技術と判定された事業について、その内容
各種調査	1. 工事コスト等調査対象工事 (1) 工事コスト等調査対象工事の場合、その調査内容 2. 施工実態調査対象工事 (1) 施工情報調査対象工事の場合、その調査内容 (2) 新規歩掛検討調査対象工事の場合、その調査内容 (3) 施工合理化調査対象工事の場合、その調査内容 3. 諸経費動向調査対象工事 (1) 諸経費動向調査対象工事の場合、その調査内容
品質確保	1. 低入札価格調査制度調査対象工事 (1) モニターカメラを工事現場に設置する場合、その内容 (2) 不可視部分をビデオ撮影する場合、その内容
その他	1. 工事中資機材等の保管、運搬方法等を指定する必要がある場合は、その内容（場所、内容、期間等） 2. 工事現場発生品がある場合は、その内容（品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等） 3. 支給材料及び貸与部品がある場合は、その内容（品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等） 4. 工事中電力等を使用する場合は、その内容 5. 基礎地盤の地質条件が施工方法等に影響を及ぼす場合は、その内容（性状等） 6. 材料に指定メーカー及び産地指定がある場合は、その内容 7. 現場環境改善

	<p>(1) 仮設備の現場環境改善の取組について指示する必要がある場合は、その内容</p> <p>8. 浚渫等において、施工区域及びその周辺に地下埋設された横断工作物（電線、ガス管、水道管等）が想定される場合は、その内容（概略位置等）</p> <p>9. 当初発注時点において、未計上の場合の条件明示</p> <p>10. その他、条件明示をすべき事項がある場合は、その事項及び内容</p>
--	---

## Ⅱ 設計変更の事例

## Ⅱ 設計変更の事例

### 目次

① 契約書第 8 条:特許権等の使用.....	1
② 契約書第 15 条:支給材料及び貸与物件【事例なし】.....	2
③ 契約書第 17 条:設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等【事例なし】.....	2
④ 契約書第 18 条:設計図書の不一致(第 1 項第一号).....	3
④ 契約書第 18 条:設計図書に誤謬又は脱漏の場合(第 1 項第二号).....	5
④ 契約書第 18 条:設計図書の表示が明確でない場合(第 1 項第三号).....	6
④ 契約書第 18 条:設計図書に示された施工条件 若しくは 設計図書に示されていない施工条件と実際の施工現場の不一致(第 1 項第四号、第五号).....	7
⑤ 契約書第 19 条:設計図書の変更.....	10
⑥ 契約書第 20 条:工事の中止.....	11
⑦ 契約書第 22 条:工期の延長(受注者請求).....	12
⑧ 契約書第 23 条:工期の短縮等(発注者請求)【事例なし】.....	12
⑨ 契約書第 26 条:賃金・物価変動による請負代金額の変更(第 26 条 1 項~第 4 項:全体スライド)【事例なし】.....	12
⑨ 契約書第 26 条:賃金・物価変動による請負代金額の変更(第 26 条 5 項:単品スライド).....	13
⑨ 契約書第 26 条:賃金・物価変動による請負代金額の変更(第 26 条 6 項:インフレーション)【事例なし】.....	14
⑩ 契約書第 27 条:臨機の措置.....	15
⑪ 契約書第 28 条:一般的損害【事例なし】.....	16
⑫ 契約書第 30 条:不可抗力による損害【事例なし】.....	16
⑬ 契約書第 34 条:部分使用.....	16
共通仕様書 1-1-3:設計図書の照査範囲をこえる場合【事例なし】.....	16

#### 【留意事項】

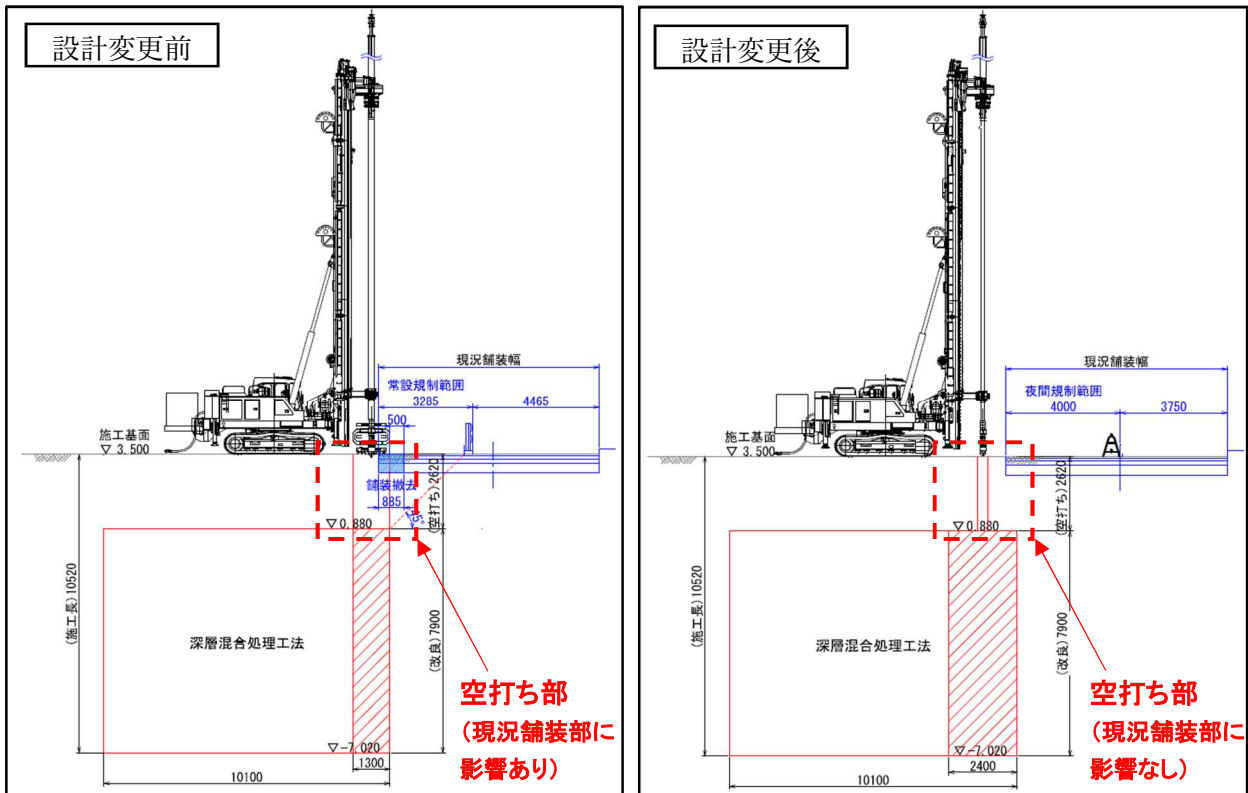
1. ここでは過去に実際に行った設計変更の事例を掲載しているが、設計変更に関する契約書条項のうち、「第 15 条」、「第 17 条」、「第 23 条」、「第 26 条第 1 項~第 4 項、第 6 項」、「第 28 条」、「第 30 条」、共通仕様書 1-1-13 に基づく設計変更事例の掲載はない。(事例なし)
2. 契約書の各条項の設計変更の考え方は「I 本編 4. (3) 工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方」を参照すること。
3. 設計変更の処理方法について、本事例はあくまでも過去の参考事例として示しているものであり、個別案件の設計変更は、当該工事において当該工事の請負工事契約書に基づき、受発注者が各々の事象に照らして十分に協議することが大原則であるため、本設計変更事例をもって、当該工事での変更契約を担保するものでないことに留意が必要である。

# ① 契約書第 8 条：特許権等の使用

## 【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	橋梁下部 工事	道路橋下部工事	当初発注で示されていた機械攪拌工法では空打ち部分を乱してしまうため、昼夜の交通規制を行う必要があったが、供用中の幹線道路に影響の少ない地盤改良工法への見直しを行ったことで夜間のみ交通規制となった。	軽変	増額	—

### <番号①> 橋梁下部工事



② 契約書第 15 条：支給材料及び貸与物件【事例なし】

③ 契約書第 17 条：設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等  
【事例なし】

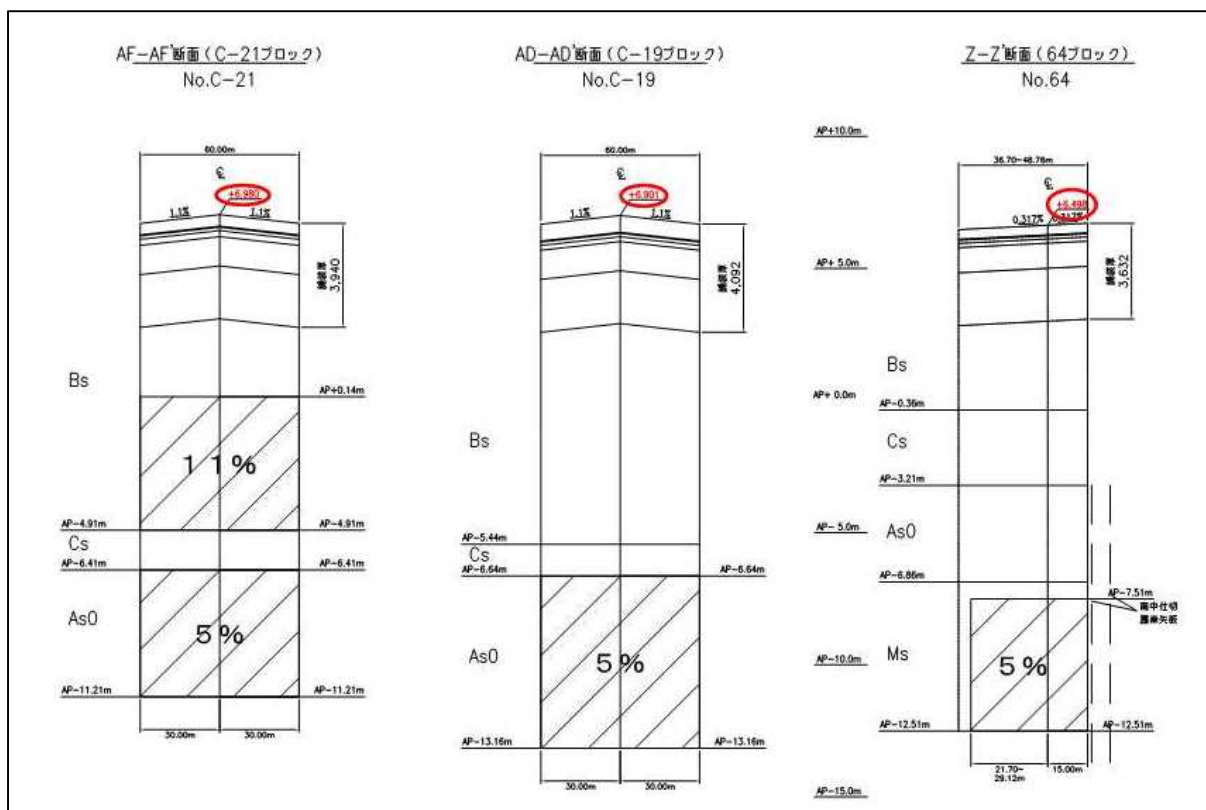
## ④ 契約書第 18 条：設計図書の不一致（第 1 項第一号）

### 【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港地盤改良工事	地盤改良工事	着工前に事前測量を行った結果、現地地盤高に差異があったことが確認されたため、これにかかる費用を変更した。	軽変	減額	—
2	空港舗装工事	滑走路ショルダ一部の舗装版撤去	着工時に舗装版撤去を行ったところ、設計図書に対して舗装厚の相違が確認されたため、これにかかる費用を変更した。	軽変	減額	—

### ＜事例①＞空港地盤改良工事

着工前に事前測量を行った結果、現地地盤高に差異があったことが確認されたため、これにかかる費用を変更した。







## ④ 契約書第 18 条：設計図書に誤謬又は脱漏の場合（第 1 項第二号）

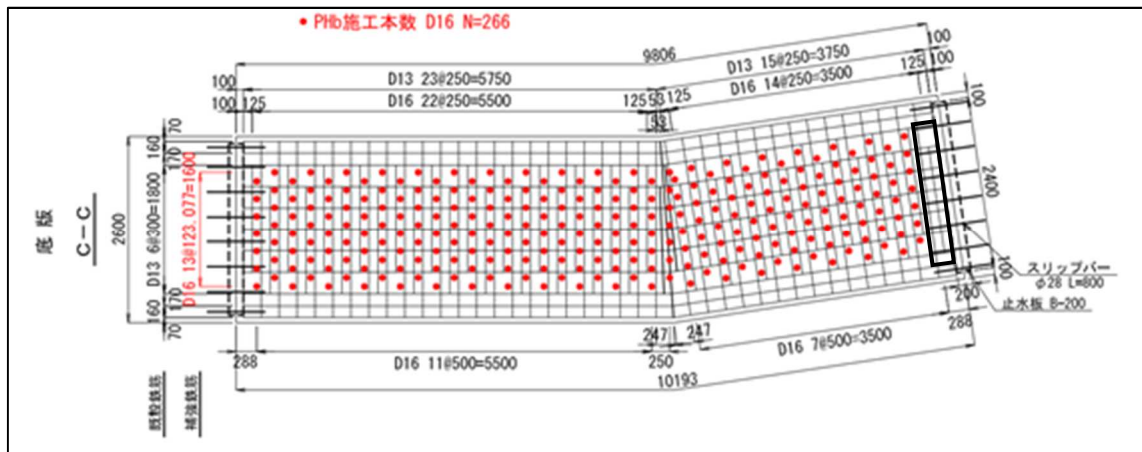
### 【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港用地造成工事	補強鉄筋による河川函渠の耐震対策工事	図面の修正及び補強鉄筋に係る費用を変更した。	軽変	増額	—

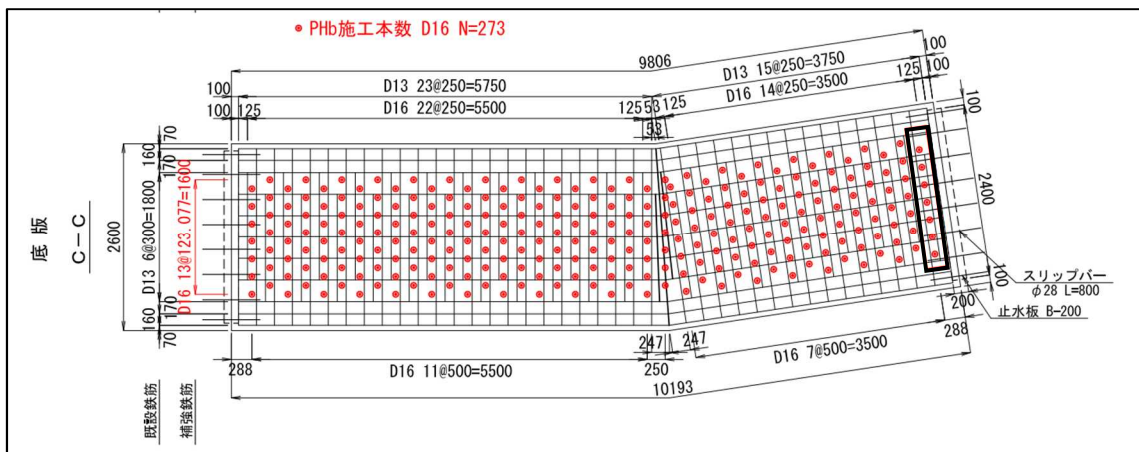
### ＜事例①＞空港用地造成工事

- ・ 工事着手にあたり設計図書を照査したところ、施工対象となる補強鉄筋の着色が抜けていたため、契約書第 18 条（第 1 項第二号）に基づき、図面の修正及び補強鉄筋の施工数量を 266 本から 273 本に変更増した。

設計図書(設計変更前)



設計図書(設計変更後)



#### ④ 契約書第 18 条：設計図書の表示が明確でない場合（第 1 項第三号）

##### 【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港地盤改良工事	誘導路の地盤改良工事	薬液注入において、事前土質試験及び簡易サウンディング等の解析結果から薬液注入諸元を変更した。	軽変	減額	—
2	空港舗装工事	誘導路の舗装改良工事	舗装版切断時に発生する排水の処分について建設廃棄物マニフェストを元に精算を行った。	軽変	増額	—

##### <番号①> 空港地盤改良工事

薬液注入において、事前土質試験及び簡易サウンディング等の解析結果から薬液注入諸元を変更した。

対象箇所	AT-48ブロック		AT-50ブロック		AT-52ブロック	
	Ba層	As1層	As1層	Ba層	As0層	As0層
細粒分含有率区分	20% < Fe ≤ 40%	20% < Fe ≤ 40%	40% < Fe	Fe ≤ 20%	Fe ≤ 20%	Fe ≤ 20%
改良率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
注入率	25.0%	25.0%	25.0%	40.5%	40.5%	40.5%
注入速度	8.0ℓ/分	8.0ℓ/分	4.0ℓ/分	10.0ℓ/分	10.0ℓ/分	10.0ℓ/分
注入量	840ℓ/個	840ℓ/個	840ℓ/個	1,370ℓ/個	1,370ℓ/個	1,370ℓ/個
注入時間	105分/個	105分/個	210分/個	137分/個	137分/個	137分/個
換算改良径	1.80m	1.80m	1.80m	1.80m	1.80m	1.80m
注入孔間隔	1.50m	1.50m	1.50m	1.50m	1.50m	1.50m

対象箇所	AT-48ブロック		AT-50ブロック	
	Ba層	As1層	As1層	As1層
細粒分含有率区分	20% < Fe ≤ 40%	20% < Fe ≤ 40%	40% < Fe	40% < Fe
改良率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
注入率	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
注入速度	8.0ℓ/分	8.0ℓ/分	4.0ℓ/分	4.0ℓ/分
注入量	840ℓ/個	840ℓ/個	840ℓ/個	840ℓ/個
注入時間	105分/個	105分/個	210分/個	210分/個
換算改良径	1.80m	1.80m	1.80m	1.80m
注入孔間隔	1.50m	1.50m	1.50m	1.50m

対象箇所	AT-52ブロック		
	Ba層	As1層	As1層
細粒分含有率区分	Fe ≤ 20%	20% < Fe ≤ 40%	40% < Fe
改良率	100.0%	100.0%	100.0%
注入率	40.5%	25.0%	25.0%
注入速度	10.0ℓ/分	8.0ℓ/分	4.0ℓ/分
注入量	1,370ℓ/個	840ℓ/個	840ℓ/個
注入時間	137分/個	105分/個	210分/個
換算改良径	1.80m	1.80m	1.80m
注入孔間隔	1.50m	1.50m	1.50m
改良体個数	650	47	3

対象箇所	AT-52ブロック		
	As0層	As0層	As0層
細粒分含有率区分	Fe ≤ 20%	20% < Fe ≤ 40%	40% < Fe
改良率	100.0%	100.0%	100.0%
注入率	40.5%	25.0%	25.0%
注入速度	10.0ℓ/分	8.0ℓ/分	4.0ℓ/分
注入量	1,370ℓ/個	840ℓ/個	840ℓ/個
注入時間	137分/個	105分/個	210分/個
換算改良径	1.80m	1.80m	1.80m
注入孔間隔	1.50m	1.50m	1.50m
改良体個数	550	34	16

##### <番号②> 空港舗装工事

舗装版切断時に発生する排水の処分について建設廃棄物マニフェストを元に精算を行った。

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘 要
撤去工		式	1	1	1	
舗装版切断排水運搬		m3		13	13	【昼間施工】
舗装版切断排水処分		m3		13	13	【昼間施工】

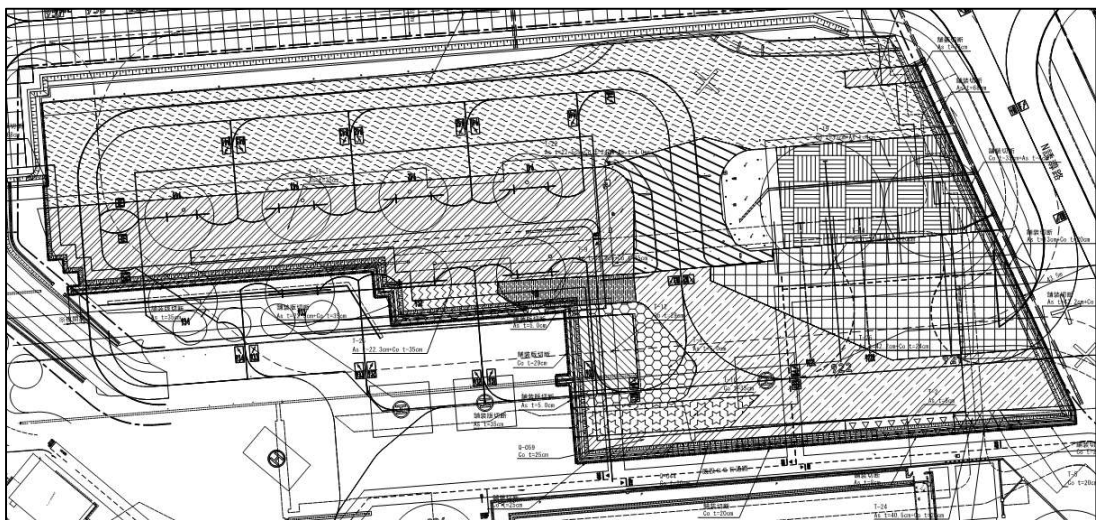
## ④ 契約書第 18 条：設計図書に示された施工条件 若しくは 設計図書に示されていない施工条件と実際の施工現場の不一致（第 1 項第四号、第五号）

【事例】設計図書に示された施工条件が当初想定していた施工条件と一致しない場合

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港用地造成工事	エプロン用地造成工事	既設のエプロンのコンクリート舗装版を撤去・破碎した際に鉄筋が入っていることを確認したため、無筋コンクリートから鉄筋コンクリートへ変更して計上した。	軽変	増額	—
2	空港舗装工事	保安道路における舗装工事	保安道路施工箇所に雑草が確認されたため、刈草の運搬処分費を計上した。	軽変	増額	—

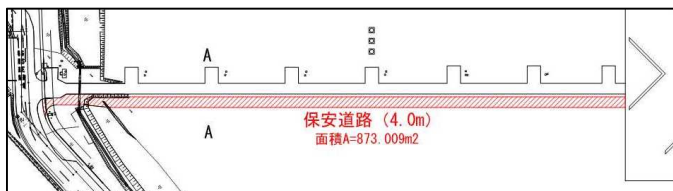
### <番号①> 空港用地造成工事

既設のエプロンのコンクリート舗装版を撤去・破碎した際に鉄筋が入っていることを確認したため、無筋コンクリートから鉄筋コンクリートへ変更して計上した。



<番号②> 空港舗装工事

保安道路施工箇所雑草が確認されたため、刈草の運搬処分費を計上した。

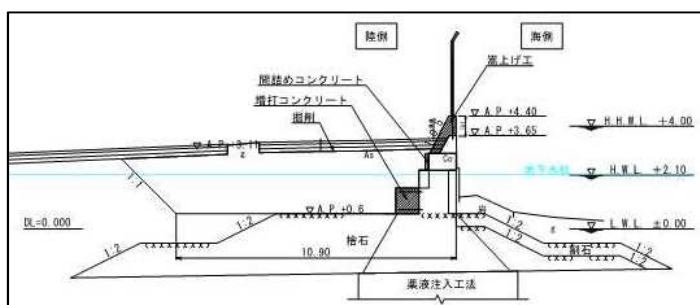


【事例】 設計図書に示されていない施工条件に特別な状態が生じたとき

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港用地造成工事	護岸改良工事	構造物施工において、湧水が発生したため、水中ポンプによる水替工を行った。	軽変	増額	—
2	空港舗装工事	滑走路の舗装改良工事	埋設物台帳に記載の無い不明灯火基台が残置されており、路面切削の際に施工の支障となることから、事前にレーダー探査を行った。	軽変	増額	—

<番号①> 空港用地造成工事

構造物施工において、湧水が発生したため、水中ポンプによる水替工を行った。



## <番号②> 空港舗装工事

埋設物台帳に記載の無い不明灯火基台が残置されており、路面切削の際に施工の支障となることから、事前にレーダー探査を行った。



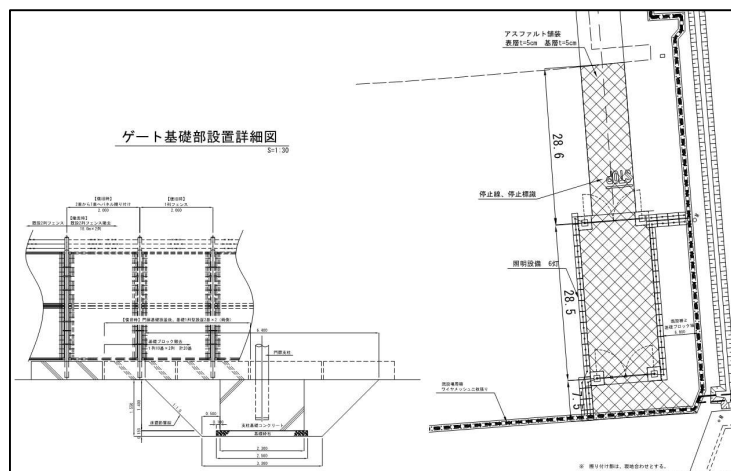
## ⑤ 契約書第 19 条：設計図書の変更

### 【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港用地造成工事	エプロン部の嵩上げ	仮設工事用ゲートについて、追加配置を行った。	軽変	増額	—
2	空港地盤改良工事	誘導路の地盤改良	空港運用調整の結果、週の作業可能日の変更を行った。	軽変	増額	—
3	空港舗装工事	誘導路の舗装改良	路面標識工について、当初計画から配置を変更した。	軽変	増額	—

### <番号①> 空港用地造成工事

仮設工事用ゲートについて、追加配置を行った。



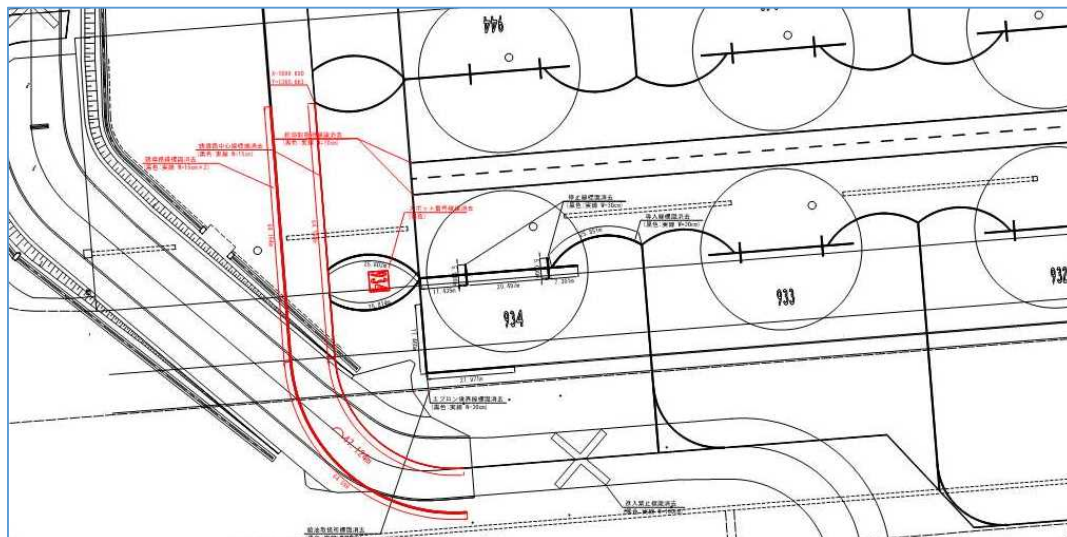
### <番号②> 空港用地造成工事

空港運用調整の結果、週の作業可能日の変更を行った。

【当初】
・L側 P5、P7 ……週3日（水木土）1:00～6:30
・P側 P5、(P7) ……週3日（火金日）1:00(1:30)～6:30
【変更】
○12月1日～2月28日
・L側 P5、P7 ……週2日（水木）1:00～6:30
・P側 P5、(P7) ……週4日（火金土日）1:00(1:30)～6:30
○3月1日～工期末
・L側 P5、P7 ……週3日（水木土）1:00～6:30
・P側 P5、(P7) ……週3日（火金日）1:00(1:30)～6:30

＜番号③＞空港舗装工事

路面標識工について、当初計画から配置を変更した。



⑥ 契約書第 20 条：工事の中止

【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港舗装工事	誘導路の舗装改良工事	別件工事において、関係者調整に時間を要したことで工事の着手が遅れるため工事を一時中止した。	重変	増額	延伸

＜番号①＞空港舗装工事

別件工事において、関係者調整に時間を要したことで工事の着手が遅れるため工事を一時中止した。

なお、工事一時中止期間中の費用については、積算基準に基づき計上した。

工種	2021年												2022年																	
	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月		
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20
準備工	[Blue bar]																													
測量・調査工・仮設	[Blue bar]												[Blue bar]																	
暫定解放 アスファルト舗装	[Blue bar]												[Green bar]																	
暫定解放 標識	[Blue bar]												[Green bar]																	
完成 アスファルト舗装	[Blue bar]												[Green bar]																	
完成 標識	[Blue bar]												[Green bar]																	
後片付け	[Blue bar]												[Blue bar]																	

## ⑦ 契約書第 22 条：工期の延長（受注者請求）

### 【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港地盤改良工事	滑走路部の地盤改良工事	空港管理者とのノータム調整及びコロナ陽性者発生による作業中止期間の工期延伸を行った。	重変	—	延伸

### <番号①> 空港地盤改良工事

空港管理者とのノータム調整及びコロナ陽性者発生による作業中止期間の工期延伸を行った。

月	日	要因		備考
6	3	ノータム調整 作業不可(防護キャップ)		A誘導路 (K誘導路のみ施工)
6	14	ノータム調整 作業不可(防護キャップ)		K誘導路 (A誘導路のみ施工)
6	17	ノータム調整 作業不可(防護キャップ)		A誘導路 (K誘導路のみ施工)
7	1	ノータム調整 作業不可	1	A誘導路
7	9	CABすべり摩擦測定	1	C滑走路
7	15	ノータム調整 作業不可	1	A誘導路
7	30	オリンピック特別機就航	1	C滑走路
8	8	コロナ濃厚接触者発生	1	A.K誘導路
8	19	コロナ陽性者発生	1	A.K誘導路
8	26	コロナ陽性者発生	1	A.K誘導路
9	2	コロナ陽性者発生	1	A.K誘導路
9	10	CABすべり摩擦測定	1	C滑走路
9	16	ノータム調整 作業不可	1	A誘導路
10	28	ノータム調整 作業不可	1	A誘導路
11	4	ノータム調整 作業不可	1	A誘導路
11	5	CABすべり摩擦測定	1	C滑走路
11	18	ノータム調整 作業不可	1	A誘導路
12	2	ノータム調整 作業不可	1	A誘導路
12	7	強風によりC-RWYオープン	1	C滑走路
12	16	ノータム調整 作業不可	1	A誘導路
12	23	ノータム調整 作業不可(防護キャップ)		A誘導路 (K誘導路のみ施工)
1	7	CABすべり摩擦測定	1	C滑走路
1	20	ノータム調整 作業不可(防護キャップ)		A誘導路 (K誘導路のみ施工)
累計中止日数			18	(中止日)

## ⑧ 契約書第 23 条：工期の短縮等（発注者請求）【事例なし】

## ⑨ 契約書第 26 条：賃金・物価変動による請負代金額の変更 （第 26 条 1 項～第 4 項：全体スライド）【事例なし】



## ⑨ 契約書第 26 条：賃金・物価変動による請負代金額の変更 (第 26 条 5 項：単品スライド)

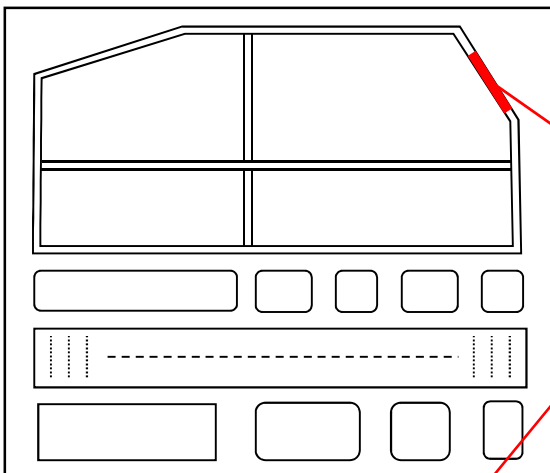
### 【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港舗装 工事	アスファルト 舗装工（道路 舗装）	アスファルト合材価格の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額（2.1%）が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。	軽変	増額	—

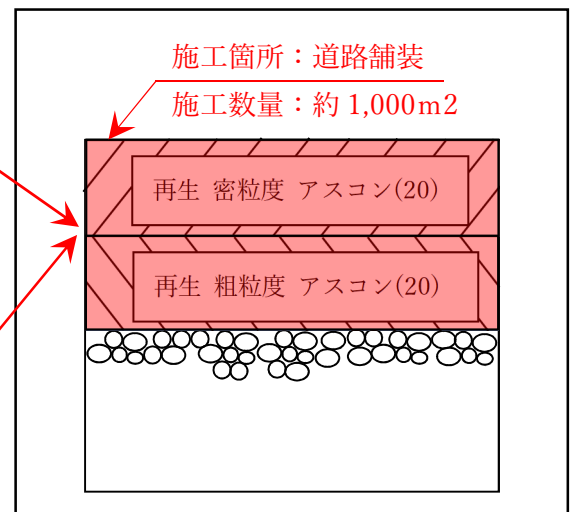
### <番号①> 空港工事（道路舗装）

アスファルト合材価格の高騰により、受注者から単品スライドの請求があったため、変動額（2.1%）が請負代金額の1%を超える範囲の費用を変更した。

【場周管理用道路平面図】



【道路舗装断面図】



【那覇空港】



【単価スライド】

アスファルト合材価格の当初単価と購入（変動）単価を比較。

品目	規格	数量	当初単価A	購入単価B	B/A
アスファルト合材	再生密粒度アスコン	約 1,000m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇	1.05
アスファルト合材	再生密粒度アスコン	約 1,100m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇	1.05

単価スライド差額

$$\text{変動額 (\%)} = \frac{\text{単価スライド差額}}{\text{当初請負代金額}} \times 100 = 2.1\% > 1.0\%$$

- ⑨ 契約書第 26 条：賃金・物価変動による請負代金額の変更  
（第 26 条 6 項：インフレーション）【事例なし】

## ⑩ 契約書第 27 条：臨機の措置

### 【事例】

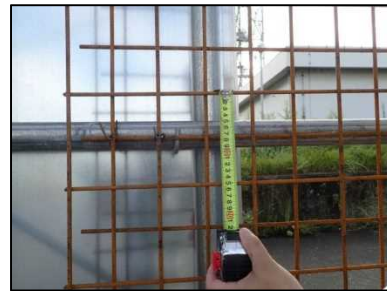
番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	付帯施設工 （仮設制限フェンス）	エプロン改良 工事	エプロン改良のために設置した仮設制限フェンスについて、台風の接近で設計風速以上の風が予想されたため臨機の措置（仮設制限フェンスの間引き）を実施した。	重変	増額	—

### <番号①>付帯施設工（仮設制限フェンス）

エプロン改良のために設置した仮設制限フェンスについて、台風の接近で設計風速以上の風が予想されたため臨機の措置（仮設制限フェンスの間引き等）を実施し、その費用を変更した。



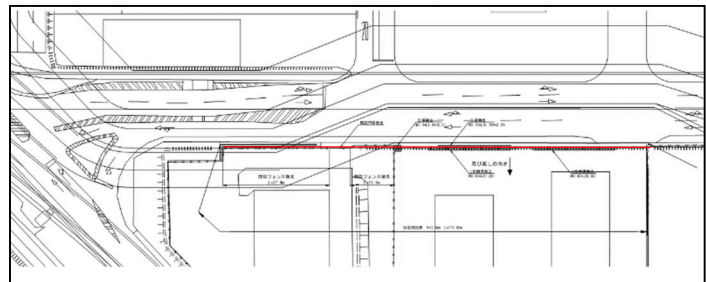
写真：臨機の措置状況（間引き等）



写真：金網（侵入防止）



写真：臨機の措置完了



平面図（仮設制限フェンス）

⑪ 契約書第 28 条：一般的損害【事例なし】

⑫ 契約書第 30 条：不可抗力による損害【事例なし】

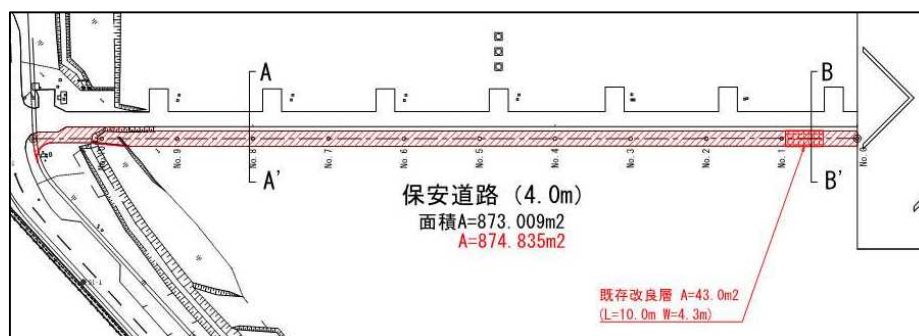
⑬ 契約書第 34 条：部分使用

【事例】

番号	工種	工事概要	設計変更の事例（概要）	設計変更事項		
				処理方法	変更金額	工期変更
1	空港舗装工事	誘導路の舗装改良工事	工事完了前に当該範囲を他工事等に使用する必要があったため。	—	—	—

<番号①> 空港舗装工事

工事完了前に当該範囲を他工事等に使用する必要があったため。



共通仕様書 1-1-3：設計図書の照査範囲をこえる場合【事例なし】